

2021年2月号から「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」を連載しています。公務員技術者等にとって避けることができない訴訟へのリスクについて理解を深めていただくことができるよう、事例の紹介、分析や制度の解説等を掲載していきます。

公務員技術者の訴訟リスク

公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～ (5)

とまり 泊 ひろし 宏*

「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」の第3回（2021年6月号）で「公務員の主な訴訟リスク」として、公務員個人が責任を問われる場合について、制度の面から類型化してお示しし、さらに第4回（2021年9月号）で「国家賠償法」について解説しました。

今号では「弁償責任制度」について解説します。国家公務員、地方公務員が国、地方公共団体に損害を与えた場合、「弁償責任制度」により弁償する責任を負うことがあります。

次に、「想定される事例」として「違法な補償工事を行った市職員に弁償請求」を取り上げます。市の道路拡幅工事に関連して補償工事の範囲を逸脱したものがあり、市に損害を与えたとして、弁償責任制度により、市職員に賠償責任がある旨が決定された事例です。

弁償責任制度

「弁償責任制度」の概要を図-1に示す。

1) 国家公務員の場合

(1) 一般の国家公務員法上の懲戒責任や一般法に基づく民事上、刑事上の責任とは別に、会計事務職員については、特別の弁償責任が課されており、「弁償責任制度」と言われている。対象

<国家公務員の場合>



<地方公務員の場合>

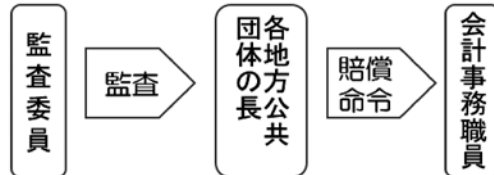


図-1 弁償責任制度

となる会計事務職員とは、出納職員、物品管理職員及び予算執行職員である。(2)以下で、予算執行職員を例に制度の概要を述べる。

(2) 予算執行職員は、予算執行職員等の責任に関する法律（以下「予責法」という。）第2条で定義されており、例えば、監督や検査を行う職員も該当する。

(3) 予算執行職員は、法令に準拠し、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、支出等の行為をしなければならない旨が定められている（予責法第3条第1項）。さらに、予算執行職員が予責法第3条第1項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与え

*一般社団法人 全日本建設技術協会 専務理事

たときは、弁償の責に任じなければならない(予責法第3条第2項)。

- (4) 予算執行職員が国に損害を与えた場合、会計検査院は審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する(予責法第4条第1項)。
- (5) 弁償責任があると会計検査院が検定したときは、予算執行職員の任命権者は、その検定に従って、当該職員に弁償を命じなければならない(予責法第4条第2項) こととなっている。

2) 地方公務員の場合

- (1) 地方公務員については、地方自治法に基づく同様の制度がある。
- (2) 監督又は検査に権限を有する職員、補助する職員等が地方公共団体に損害を与えた場合、賠償しなければならない旨が定められている(地方自治法第243条の2の2第1項)。
- (3) 地方公共団体の長は、監査委員の決定に基づき、当該職員に賠償を命じることとなる(地方自治法第243条の2の2第3項)。

想定される事例(その5)

「違法な補償工事を行った市職員に弁償請求」

〈概要〉

A市の市道拡幅事業は、沿線住民との交渉が難航し、予定より完成が遅れていた。沿線住民のB氏はそれまで拡幅に難色を示していたが、市道から自宅への取り付け等に関してB氏の要望に沿うことにより、協力が得られるようになった。これを受けて、A市は道路拡幅工事と併せて、B氏の自宅への取り付け部や関連構造物の工事を実施した。

その後、近隣住民の中に、この工事に疑問を持つ者がいた。本来であれば、B氏が負担すべきである

自宅外構の修繕も、市が行った工事の中に含まれているのではないかと、との疑問を持ち、その旨を投書した。この投書がきっかけとなり、監査委員による監査が行われた。市の関係職員は、当該工事は市道拡幅に伴う補償として必要なものであること、違法性があるとは認識していないこと等を主張した。

監査の結果、当該工事の一部に補償工事の範囲を逸脱したものがあり、この費用を支出したことにより市に損害を与えたとして、市の関係職員に賠償責任がある旨を決定した。これにより部長、課長、係長ら6名の市職員が連帯して約160万円を市に賠償することとなった。

〈解説〉

市の工事に関連して、弁償責任制度により、監査委員による監査が行われ、市に損害を与えたとして、市職員に賠償責任がある旨が決定された事例である。

公共工事を進めていく上では、関係住民の協力を得ることが不可欠である。しかし、関係住民の中には、事業に反対する人、自分に有利な条件を引き出そうとする人、中には理不尽と思えるような要求をする人がいる。また、住民間の不仲に起因して公務員が板挟みになってしまうこともある。

本誌の読者は、地道な苦勞を積み重ねながら、関係住民の協力を得る努力をし、インフラ整備に尽力されていることと思う。

しかし、過去には、用地買収や補償工事等に関して、公務員個人の責任が問われた事案が起きている。中には、意図的に不正な書類を作成していたと考えられるようなものもあるが、当事者が違法性を認識していない場合もあり得る。

誠実に、職務を遂行していても、思わぬトラブルに巻き込まれることがあるのである。

ご意見・ご感想をお寄せください

「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」へのご意見・ご感想を「会員だより」(本号79ページ参照)にお寄せください。